第４回向日市総合計画等外部評価委員会　議事要点録

○　日　　時　　平成２４年１月２５日（水）午後２時から午後４時３０分まで

○　場　　所　　向日市役所　大会議室

○　出 席 者　　（委　員）　中村委員、齋藤委員、香本委員、永野委員
（説明員）　大島教育部長、岸建設産業部長
【市　民　課】日下部課長、人長係長
【環境政策課】中村市民生活部次長兼課長、
永井課長補佐、長田主査、石田主査
【学校教育課】野田課長、清水係長
【都市計画課】三浦建設産業部次長兼課長、
辻野担当課長、中川主幹
（事務局）　植田企画総務部長、物部企画総務部次長兼企画調整課長
山田主査、小島主査、上野主査

○　傍 聴 者　　１人

○　内　　容　　下記のとおり

１　委員長あいさつ

２　議題
（１）重点施策評価
①年金相談の充実
②防犯体制の強化
③消費生活相談の充実
④安心で快適な住環境整備の促進

【意見の要旨】
①年金相談の充実（事業担当：市民課）
担当者：【施策の概要について説明】
委　員：週に一度の社会保険労務士による相談とは別に、市役所のＨＰ上に開設しているであろう年金相談コーナーへのアクセス状況は？今後、ＨＰによる相談業務のニーズが高まってくると思われる。資料１－１「重点施策評価シート」によると、年間で１００人の方が相談に訪れておられるようだが、おそらく

ＩＴを使えない方が多いのではないかと感じる。今後、そういった方をＨＰへの相談業務へとシフトしていくにあたり、どのような対応を考えておられるか。

担当者：確かに、相談に訪れる方は高齢である場合が多く、パソコンを使いこなせない方が多い。若い方も時々来られるため、インターネットを利用した広報等も考えねばならないとは思うが、現時点ではこれまでどおり対面で、直接資料を拝見したうえでの相談業務を続けていきたい。というのも、年金の内容はケースバイケースであり、加入年数や支払期間、年金の金額などにより 1 人ずつ全くケースが異なる。一般的な内容であれば電話での対応も可能だが、やはり対面で直接話を聞きながら対応する相談方法が良いと感じる。

委員長：今後、失業あるいは就職できなかった若い世代のニーズが増える可能性があるので、今までと違った連絡ツールを取り入れることについて検討いただきたい。

委　員：法定受託事務ということだが、向日市にお住まいの方については市役所の窓口で対応されているのか。

担当者：お見込みのとおり。

委　員：日本年金機構の京都西年金事務所にも相談窓口があるとのことだが、ほとんどの方が市役所の窓口を訪れるということか。

担当者：西年金事務所は京都市右京区西京極の天神川沿いにあるため、距離的に近い身近な市役所窓口をまず訪れたというケースは確かにある。ただし、市町村が関与しているのは実は国民年金のみであり、厚生年金や共済年金の加入記録等については把握していない。相談に訪れる方の中に厚生年金や共済年金に加入されている方がいらっしゃった場合は、社会保険労務士による相談窓口において適切な対応ができていると感じている。

委　員：向日市では社会保険労務士の方に相談業務を委託されているとのことだが、資料１－２「年金相談事業事務事業評価シート」によると他の相談業務と比較しても委託料は低額で運営されているとのこと。その根拠は何か。

担当者：本市は１日１万円の報酬で来ていただいているが、他市町村は半日８０００円や１日１５，０００円程度の報酬で委託されていることが多く、これらが標準的な相場となっている。したがって、本市の委託料はこれらと比較した結果、低額であると言える。

委　員：市民としては、わざわざ西年金事務所に出かけるよりも、やはり最初の入り口として、市役所でアドバイスを求めると思う。

担当者：特に年金事務所から、自身の年金記録を確認するための「ねんきん定期便」が送られてきた場合、「ねんきん定期便」の意味が分からず不安になる方がおられ、市役所への問い合わせが増える。具体的に申しあげると、年金記録に誤りがある場合は返信する必要があるため、「ねんきん定期便」には返信用の封筒があらかじめ同封されているのだが、この封筒の意味が分からずに、返信しなければ年金が受け取れなくなるのではないかと不安になってしまう

ようだ。その場合、送り元は年金事務所だが、まず身近な市役所に対応を問い合わせる方が多い。

委　員：記録が合っていたとしても、返信しなければならないのではないかと不安になる方が多いということか。

担当者：お見込みのとおり。

委員長：先日、京都の労働組合が各大学を訪れ、卒業しても就職できなかった場合や、アルバイトとして働いている場合、低賃金で雇用されている場合、相談場所が分からない場合など、それぞれアドバイスしてまわったとのこと。卒業後すぐに就職できず、年金についての知識をあまり持たない学生が困ることのないよう、若い世代に対してもメールやインターネットでの情報提供が必要ではないか。

委員長：日本年金機構のお客様相談室には何人位の向日市民が問い合わせているかは分かるか。情報交換を行っているか。

担当者：日本年金機構から市に対する情報提供はないため、数値は分からない。

委員長：市役所で相談を受けた場合に、市で対応できないケースだった場合、お客様相談室に案内することはあるのか。

担当者：ある。かなり具体的な年金額の試算については市にデータがなく計算式も複雑なため案内している。また、遺族年金についても市では対応できないので案内している。厚生年金については西年金事務所が担当になるが、対応できる部分については市で相談に応じる場合もある。

委員長：市役所で（厚生年金であっても）、ある程度の相談に応じるという旨の広報等はしていないのか。

担当者：年金は国の制度であり、かつて機関委任事務として市が国民年金業務を実施していた時に比べ、現在は地方分権の関係で業務の範囲はかなり縮小されている。また、厚生労働省や日本年金機構においても、（厚生）年金についての窓口は年金事務所であるとされているので、市で相談に応じるといった積極的な広報はできない。ただし、市民の方にとっては年金事務所も市役所も同じ行政であり、身近な市役所を訪ねて来られることが多いので、こちらとしてもできる範囲で相談に応じているという状況である。また、未加入者の解消に向けて、相談業務を充実させたいと考えているので、ＨＰの充実についてもこれからの課題であると考えている。

委　員：市役所で相談できること、年金事務所まで行かないと分からないこと、社会保険労務士に聞いた方が良いことの区別が分からないため、まず市役所を訪れる市民の方が多いのではないか。広報にその区別を掲載することはできないか。

担当者：年金の状況は１人１人異なり多岐にわたるため、全ての方に当てはまるような形で広報に掲載するのは困難である。

委　員：では、市役所はどこに相談してよいのか分からない方のための総合窓口ということか。

担当者：現在、そのような状況となっている。

委　員：確かに複雑で分かりにくいとは思うが、ある程度、市役所で対応できること、年金事務所で対応できること、社会保険労務士で対応できることを分けていかれた方がよいのでは。市役所で解決できると思い市役所を訪れたのに、結果対応できない案件だった場合、訪れた市民の方も職員も嫌な思いをすることになってしまう。大まかで構わないので示された方がよいのでは。

委　員：よくある質問や、年金事務所に案内することが多いケースを広報に掲載してはどうか。市役所で対応できないこと、年金事務所に行かなければならないことはパターン分けしていけばある程度傾向が分かるのではないか。

担当者：これから検討していきたい。

委　員：資料１－３「『年金相談の充実』参考資料」によると、１９～２１年度の年金相談件数がかなり少ないがなぜか。

担当者：平成１７年にあった「消えた年金問題」が原因。社会保険庁のオンライン化したデータと紙のデータとの整合性がとれず、５０００万人の年金の不明者が出た問題で、社会保険庁は当時、特別に相談窓口を設けていた。したがって、おそらく当時はそちらの相談窓口に市民の方の多くが訪れていたのではないかと推測している。

②防犯体制の強化（事業担当：環境政策課、学校教育課）

担当者：【施策の概要について説明】

委員長：防犯ということになると警察と連携しての事業実施になると思うが、具体的な連携の方法について知りたい。

担当者：向日市は向日町警察署の管轄であり、実際の取締りについては向日町警察署が行っている。市としては啓発・啓蒙活動を主体的に実施しており、警察と一緒になって進めている。また、警察署で実施している啓発パトロールと取締りパトロールの２種類のパトロールのうち、啓発パトロールについては市も常時同行している。ただし、平成２１年度から導入している青色防犯パトロールについては、向日町警察署から許可をいただいたうえで、市独自に実施している。

委員長：他市の事例として、商店などが協力し、緊急時に避難場所を提供する「見守り隊」というものがあるが、向日市にも、こうした取組はあるのか。

担当者：向日市では、「こども１１０番の家」というものを設けており、４００箇所ほどのお店や個人宅に協力を得て実施している。

委員長：生活安全推進協議会の活動の１つか。

担当者：警察の活動の一環であり、警察が「こども１１０番の家」を指定している。

委　員：資料２－２「街路灯管理事業事務事業評価シート」について。要望や申請により街路灯を設置するとのことだが、具体的にはどんな方や団体から要望や申請があるのかを教えてほしい。

担当者：ほとんどが各地区の町内からの要望である。個人からの要望も若干あるが、一個人では意図が分からず、本当にその地域の方かどうかを確認することもできないため、ほとんど町内からの要望である。

委　員：町内というのは自治会のことか。

担当者：その通り。

委　員：要望に対する達成率は分かるか。

担当者：必要に応じ、約３０メートルに１箇所、街路灯を設置するようにしており、要望があった場合にはその９割以上を達成している。ただし、例えば営農地区のように、光の加減で作物に影響を与える可能性があり基準を守れない場所については、要望に応えられない場合もある。

委員長：以前は商店街組合が街路灯を管理し、電気代も負担していたが、商店街の衰退により管理できなくなってしまったという話を他市で聞いた。愛知県大府市では「一戸一灯運動」を実施している。これは、各家庭や企業がそれぞれ一戸に一灯ずつ、玄関に常夜灯を設置することを促す運動であり、理解が得られているとのこと。資料２－２「街路灯管理事業事務事業評価シート」では市民との協働の有無は「無」となっているが、これからは自分の身は自分で守るという姿勢で、各家庭や企業に一灯で良いので常夜灯を設置してほしいと協力を依頼することも必要ではないか。

担当者：初めて聞いた案件であり、今後はこの案件もふまえたうえで検討していく。なお、先ほど商店街についての話が出たが、向日市の商店街についても同様のシステムがある。府道については京都府、市道については向日市、国道については国が担当となり、街路灯設置の際には事前協議している。向日市の商店街は府道と市道沿いにあるため、府や市が商店街と事前協議し、経済的に困難な場合には府や市が代わりに街路灯を設置することとなる。

委員長：負担増に備えるため、街路灯に広告を設置するなど、新たな収入源を確保した方がよいのでは。この先どんな風にコストを削減していくのかを考えていかねばならない。

委　員：資料２－２「学校安全対策事業事務事業評価シート」について。「通学路の危険箇所が増加して学校からの交通指導員配置要望は多く、コスト増が懸念される」とあるが、通学路の危険箇所というのは交通量が多くて危険ということなのか、それとも、道幅が狭かったりがけの下に道があったりするなど、物理的に危険ということなのか。どういった危険箇所なのかを教えてほしい。

担当者：場所によりいろいろな事情はあるが、向日市の道は狭いところが多い。例えば踏切であれば、元々狭い道幅が踏切により更に狭くなり、車の横断時に危険である。また、道幅の広い信号がある道であっても、信号が赤に変わるぎりぎりのタイミングで横断する車もいることから、信号の変わり目には歩行者に待機いただいている。そのほかにも、信号のない交差点や歩行者が待機する場所のない道などにも交通指導員を配置している。

委　員：対処方法は難しいと思うが、地域の方と話し合っていただき、危険箇所をどのように改善していくかを考える取組が必要だと思う。そういった取組は普段からされているのか。

担当者：抜本的な対策としては、道路の整備ということになると思う。それについては学校やＰＴＡ、市などの地域からの要望を、府道であれば府に対して提出している。

委　員：防犯用品を配っておられるとのことだが、笛やブザーをどれだけの子どもが携行しているかを調べたことはあるか。

担当者：３年程前に一度調査した。学校でも携行するよう指導はしている。小学生は７０～８０％携行していたが、中学生は良くても５０％弱程度であった。

委　員：配っただけで持っていなければ意味がない。かといって、強制的に持たせるというのもどうかと思う。

委員長：大規模災害が発生した時に備え、ハザードマップを作成し、避難経路を確認しておいてはどうか。関東では東日本震災が発生する前から、避難経路を確認するための帰宅訓練を普段から行っており、そのため震災発生時にも大きく混乱することがなかった。また、ある程度の規模の会社や役所には１日分くらいの非常食が常備されている。小中学校の授業中に災害が発生した場合には、帰宅させるのか、とどめるのか、ルートによっては帰宅を断念するのか、適切な判断ができるよう普段から訓練しておいた方が良い。

担当者：現状、震災の対策については学校で危機管理のマニュアルを作成しており、安全な帰宅の通路についても検討しているところである。全部網羅するのはなかなか難しいが、学校にとどめるのか、保護者にきてもらうのかなどは以前からマニュアルで定めている。また交通安全対策として、４月に地区のＰＴＡの方と一緒に登下校の道を歩き、安全な通学路や危険箇所を記入した地図を作成し、児童に配布している。

委員長：青色防犯パトロールについては各地で効果があるということが分かっている。大学でも実施しており、地域貢献として学生ボランティア団体が活動している。

委　員：子どもの数は年々減少傾向であると思うが、交通指導員の数は増加傾向なのか。

担当者：本市では子どもの数は平成１２年度ころに一時減少したが、その後は増加しており、現状は横ばいの状態である。ただし、将来的には減少の見込みである。なお、保護者が旗を持って子どもの横断を助ける見守り活動について、なかなか保護者の協力が得られにくくなっているという現状もある。

委　員：昔と比べ周囲が無関心になっていることに原因があるのかもしれない。結果として、指導員を雇わなければならなくなってしまっているのでは。

委員長：個人商店が減少し、見守る大人がいなくなったことも理由の１つかもしれない。

③消費生活相談の充実（事業担当：環境政策課）

担当者：【施策の概要について説明】

委　員：専門相談員として２名配置しているとのことだが、この相談員の方は何か資格をお持ちの方あるいは弁護士の方なのか。

担当者：国民生活センターが認定している、消費生活相談の専門相談員の資格というものがあり、その試験に合格された方に来ていただいている。

委　員：専門相談員は、試験に合格した市役所の方が担当しているのか。

担当者：外部の方に来ていただいている。

委　員：専門相談員は常駐しているのか。

担当者：常駐が理想ではあるが、曜日によって配置している時間帯が違う。月・水は１日、火・木・金は午後に実施している。

委　員：資料３－３「『消費生活相談の充実』参考資料」について。ＰＩＯ－ＮＥＴ（パイオネット）（全国消費生活情報ネットワーク・システムのこと。独立行政法人・国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結び、消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情相談情報の収集を行っている。）でできるのは情報の入力のみか。

担当者：入力と検索ができる。同種の事例がほかのセンターでないか、どういう処理方法をおこなっているかなどを検索し、処理に当たっている。

委　員：具体的な業者の名前も分かるのか。

担当者：お見込みのとおり。

委　員：今おられる専門相談員の雇用形態は、嘱託職員ではないとのことだが、どのような扱いになっているのか。

担当者：臨時職員として雇用している。

委　員：嘱託職員化するとコストは増加するのか。

担当者：その辺りもふまえ、検討していかねばならない。専門相談員が不足しているので、なかなかこちらが希望しても来ていただけないという現状もある。各自治体で取り合いになってしまう。

委員長：資格を持っている方が少ないということか。

担当者：お見込みのとおり。国や府で任命するための研修は実施しているが、参加される方が少ない。

委　員：専門相談員の年齢層は。若年層が多いのか、定年後の方が多いのか。

担当者：様々だが、４０歳前後の方が一番多い。

委員長：インターネットや高度の情報化に伴い、悪質商法の手法も変わってきていると思う。資料３－３「『消費生活相談の充実』参考資料」によると、向日市における１０代の消費生活相談件数は１件、２０代は８件とのことだが、実際にインターネットでのトラブルに巻き込まれるのは１０代２０代の若者が多いのではないか。表だけ見ると高齢者の相談件数が多いようだが、表からは読み取れない潜在的なニーズがあるのでは。小学校の高学年位から、講座

や出張授業などを実施し、若年層に対する教育を充実した方が良いと思う。

委　員：ＰＩＯ－ＮＥＴで調べることによって、新手の詐欺などの情報をすぐに把握することはできるのか。

担当者：情報は順次入力するようにしており、入力してから多少のタイムラグはあるものの、知りたい事例の情報はＰＩＯ－ＮＥＴで検索すると比較的早く手に入れることができる。

委　員：若い方が相談に来られる時間帯は夜間が多いと思うが、夜間対応はされていないのか。府では対応されているのか。

担当者：実施しておらず、また、京都府においても、夜間は実施していない。

委　員：相談窓口について、若者向けにメールで対応することも考えられた方が良いのでは。

担当者：メールでの対応を考えたこともあるが、メールでは状況を正確に理解することができず、また、アドバイスするにもメールでは限界があるので実施していない。

委　員：まず、予備的に相談の受付だけでもメールを使用されてはどうか。

担当者：メールでも相談の受付は行っており、話が複雑になった場合には、その後面談にて相談を実施している。

委　員：ヒアリングフォームはあるのか。

担当者：全国統一の様式があり、それに基づき作成している。

委　員：相談内容をそのヒアリングフォームに記入し、ＰＩＯ－ＮＥＴに入力しているということか。

担当者：お見込みのとおり。

委員長：資料３－２「消費生活相談事業事務事業評価シート」では、市民との協働の有無は「無」となっているが、他市の事例で、高齢者が趣味で活動している劇団にオレオレ詐欺の劇を演じてもらい、効果を上げているものがあった。文化事業と市が連携し、漫才や劇団あるいは公民館で活動されている方に学校の出前授業などの啓発活動をお願いしてはどうか。横断的にやれば、新規にあまりお金をかけずできる。啓発の部分に関しては協力してもらえばいろいろなことができるのでは、

担当者：消費者講座は実施しているので、取り入れられればと思う。

委　員：専門相談員が不在の時に電話があった際は、どのように対応されているのか。

担当者：職員で簡単な聞き取りを行ってから予約を取り、専門相談員に引き継いでいる。ごく簡単な相談であり、聞き取り時に解決できるものについては、そこで相談終了となる場合もある。

委　員：予約状況はどうか。電話して相談したい旨を伝えれば、１週間以内には面談できるのか。

担当者：日によって異なるが、１週間以内にはできる。空いていれば当日でも翌日でもできる。予約したい時間がほかの方とバッティングするということはほとんどない。これまでの実績によると、平均して１日に相談が１件あるかない

かである。

委員長：専門相談員の資格は、取得するにはかなり難しいものなのか。市の職員が研修を受けて取得するには難しいか。

担当者：京都府が養成講座を実施しているが、かなり長期に渡るものであり相当量の勉強が必要である。また、他市で相談員として採用されている方は、消費生活コンサルタント、消費生活アドバイザー、消費生活専門相談員の３つの資格のうちいずれかを取得しており、その中で消費生活専門相談員が一番難しい資格で合格するのが難しい試験である。

④安心で快適な住環境整備の促進（事業担当：都市計画課）

担当者：【施策の概要について説明】

委　員：宅地開発事前協議は公開か非公開か。

担当者：開発基本計画が提出された段階で、すべて公開している。公告し、縦覧期間を設けているので、その間は誰でも見ることができる。

委員長：資料４－５「『木造住宅耐震診断事業』『木造住宅耐震改修事業費補助』参考資料」について。「木造住宅耐震改修事業費補助」の実績表には平成２２年度は８戸と記載されているのに対し、「平成２２年度　府内各市の耐震診断・改修事業実施状況」の表には１６戸と記載されている。数字が合わない理由を教えてほしい。

担当者：平成２２年度に完成したものが８戸、平成２２年度に受付し、翌年以降に繰り越したものが８戸あり、併せて１６戸となっている。（「木造住宅耐震改修事業費補助」の実績表には平成２２年度に完成した戸数のみが記載されているため数字が合わない。）

委員長：耐震診断の結果、評点が１．０未満と診断された住宅は全体の何割か。また、評点が１．０未満と診断された後、住宅を取り壊す場合と補助を受けて改修する住宅の割合はどのくらいか。

担当者：平成２２年度までの耐震診断の記録によると、耐震診断を実施した１８０戸のうち、評点１．０以上の住宅は２戸のみであり、１７８戸が耐震性不足であった。新築及び改修した戸数は、この１７８戸のうち、２１戸である。

委員長：耐震性が不足している住宅の大半が、診断後そのままの状態になっているということか。

担当者：市にも相談があるが、やはり改修費が高いので見合わせる方が多い。建て替え費用の方が安く済む場合には、建て替えを選択されることもある。

委　員：資料４－３「向日市まちづくり条例」について。市民の方が開発に反対しているにもかかわらず、業者が強行に進めようとした場合、歯止めがきく仕組みはあるか。それが資料に記載されている「紛争調整制度」というものか。

担当者：その通り。住環境の変化に反対する市民の方と事業者との間で折り合いがつかないケースは多々見受けられる。紛争調整制度の「あっせん」を実施した例も１件ある。

委員長：資料４－２「まちづくり条例計画策定支援事業事務事業評価シート」について。支援している団体の取組状況を、毎年もしくは数年単位で評価し、その結果によって支援金額を見直しているか。フェードアウト支援という、年々支援金額が減少していく支援方法もあるが、向日市の支援方法はどのような仕組みになっているのか。

担当者：計画策定に関しては、専門家が様々な知識を協議会に提供しており、市としてはその委託業者の派遣費用のみを負担するという状況であるため、活動自体には直接関与していない。計画策定にかかる見積り金額によって委託契約を結んでいる。各年度にまたがった場合には、年度ごとに報告書を提出してもらっている。

委　員：資料によると市民向けのアンケート調査は実施していないとのことだが、市民からの申請によって活動を補助するという本事業の性質上、積極的にやっていくべきではないか。

担当者：本事業は、計画策定支援として専門家を派遣し、その派遣費用を補助する事業であるため、活動内容には直接関与しない。あくまでも市民主体の事業である。したがって、市民向けのアンケート調査はなじまないように思う。ただし、協議会のメンバーの方が、市から派遣された専門家の指導や助言をどう評価しているか、その満足度を測ることはできる。

委　員：そもそも、なぜこの事業をするのかという目的があるはずである。もし、仮にその目的が金銭的支援のみであったとしても、支援先が必要としていなければその事業は実施する必要がない。やはり、協議会に対してアンケート調査はするべきではないか。

担当者：これから検討していきたい。

委　員：「宅地開発事前協議事務事業」や「木造住宅耐震診断・改修補助事業」についてもアンケート調査は実施していないのか。

担当者：実施していない。ただし、条例を策定したり、変更したりする際にはパブリックコメントを実施し、市民の意見を考慮している。

担当者：アンケートという形ではないが、意見を聞く機会は設けている。「まちづくり条例」には、市民と開発業者との話し合いについての事項が多数定められている。話し合いの内容に不服と感じた市民の中には、条例に期待される方も多く、開発指導を市民側の意向に沿うよう対応させようとする動きがある。また、その一方で、開発業者は法律上全く問題がない開発をしようとしているにもかかわらず、市民の反対によりなかなか開発を実行できない場合がある。したがって、こうした意見を考慮して制度上の問題点を改めるため、一定期間が経過した後に「まちづくり条例」を改正し、市民や開発業者の意向を反映するような制度に変える必要がある。先ほど御指摘のあった「木造住宅耐震診断・改修補助事業」についても、耐震診断を受けた１７８戸中２１戸しか改修に至っていない理由を探るため、耐震診断を受けた住宅に向けたアンケート調査の実施を検討していきたい。

委員長：「木造住宅耐震診断・改修補助事業」についてはぜひアンケート調査を実施していただきたい。というのも、大都市圏で増加している無住住宅のように老朽化したまま放置されている住宅がある場合、近隣に住んでいる方が倒壊による被害を受けることも起こりうる。こういうデータを分析しておくことで、別の問題に気づき、次の問題発生に備えることができる。

委　員：資料４－２「宅地開発事前協議事務事業評価シート」について。総合評価欄に「近々、開発許可事務の権限移譲が実施されることに伴い、事務量の増加が予想される」と記載されているが、具体的にはどういう権限が移譲されるのか。また、それに伴い人員増加が必要になると記載されているが、何人から何人体制へと移行するのか。

担当者：まず１点目の開発許可事務の権限移譲について。都市計画法の第２９条に定められた許可事務のことであり、現在は開発するにあたっては都道府県知事の許可が必要となっている。第３次一括法以降で市町村に権限移譲されるのではないかと予想している。２点目の人員について。現在、開発指導は２名で担当している。権限移譲に伴い許可事務が増加した場合、２名では対応しきれないおそれがあるため、人員は増加する見込みである。

委　員：「まちづくり条例計画策定支援事業」における、まちづくり協議会の認定方法について教えていただきたい。

担当者：資料４－３「向日市まちづくり条例」に記載しているので参考にしてもらえれば。まちづくり条例の中に認定基準を設けている。地区まちづくり計画については３０００㎡以上の地区が対象。テーマ型まちづくり計画の場合については１０人以上の構成で、意図が明確であることが要件となっている。

委　員：要件さえ満たしていれば認定されるということか。

担当者：お見込みのとおり。その後、まちづくり協議会はまちづくり計画を策定、策定された計画はまちづくり審議会での議論を経た後、認定される。例えば、この地区は２階以上の建物を建ててはならない、というような法規制以上のルールでも、認定されれば条例に反映させることができる。

担当者：最初の要件は満たしていても、その後計画づくりが進展せず、趣旨に沿った活動をしてもらえない場合には認定を取り消すことも考えていかねばならないと感じている。

委　員：協議会の活動に対するチェック機能は働いているのか。

担当者：意見交換会を実施したり、報告書を提出してもらったりしている。

委　員：将来的に全く活動しなくなってしまった場合、やはりその協議会は廃止されるのか。

担当者：目的があって協議会を設け、認定を受けた訳であるから、協議会の活動が低下してきた場合には話し合いのうえで廃止することもやむを得ない。現在認定している５団体については、これから活動を拡大していく予定である。条例によって、これだけたくさんの市民の方が集まって協議会を設け、その区域をよくしていこうと考えておられることは素晴らしいことであり、市とし

ても応援していきたい。

委員長：蔵の町として有名な埼玉県川越市では、市民主体のＮＰＯ団体が景観を守るため、市に対し要望書を提出するなど積極的に活動した結果、瓦屋根の延長線上にマンションを建設してはいけないという趣旨の条例が制定されている。川越市のように、向日市でも市民活動が更に活発になることを期待している。

担当者：川越市のようなきっかけがあれば、本市でも活動が活発になるかもしれない。

委員長：今後、条例に期待する市民によって活動が活発化する可能性はあるかもしれない。

３　次回の委員会の開催日程の確認について

第５回委員会は３月２８日（水）午後２時から開催予定。

以　　上